

一般社団法人福岡県機械金属工業連合会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福岡県機械金属工業連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、福岡県内における機械金属工業の近代化及び合理化を促進するために必要な事業を行うとともに、その健全な発展を図るための活動を強力に推進し、もってその総合的な安定振興を図り、併せて地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 設備の近代化と経営の合理化の推進に関する事業
- (2) 共同化及び協業化並びに業種別安定振興の推進に関する事業
- (3) 経営及び技術に関する調査研究並びに情報の提供
- (4) 労働対策の円滑な推進を図るための事業
- (5) 会員又はその構成員の従業員の福利厚生に関する事業
- (6) 受発注及び営業用資材器具の購入に関する斡旋並びに市場開拓に関する事業
- (7) 会員又はその構成員の必要とする事業資金の斡旋事業
- (8) 会員又はその構成員の経営に関する事務代行事業
- (9) 官公庁及び関係団体などに対する連絡および建議陳情
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福岡県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

(1) 正会員

① 福岡県に事務所を有し、機械金属工業者で組織する事業協同組合又はこれに準ずる団体

② 福岡県内に事務所を有し、機械金属工業を営む中小企業者

(2) 賛助会員

① 福岡県内に事業場を有し、機械金属工業を営む者であって、前号に規定する以外の者

② 本会に功労のあった者又は本会の事業に協力関係を有する者及び学識経験者であって、理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める額を毎年度支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 本会の名誉をき損し、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（抛出金品の不返還）

第11条 退会し、又は除名された正会員がすでに納入した会費その他抛出金品は、返還しない。

第4章 総 会

（構成）

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき開催する。

3 第1項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の第1号、第2号及び第5号の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行い、第3号及び第4号の決議は、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上16名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、4名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事 務 局

(事務局)

第 35 条 本会の事務処理をするため、事務局を設け所要の職員をおく。

2 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会において定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資金から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 37 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第 38 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、通常総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 42 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑 則

(委任)

第 47 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は高木郁夫とする。

- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例
民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわ
らず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日と
する。

附 則

この定款は、令和 7 年 6 月 1 1 日から施行する。